

論点に対する回答

重点分野	国税・地方税
省庁名	財務省
論点	<p>1. 電子申請義務化へ向けた取組等</p> <p>① 2020年4月1日以降に開始する事業年度につき、資本金の額が1億円を超える法人等に関し、法人税・消費税等の電子申告が義務化された。基本計画によれば、環境整備として、(1)e-Tax・eLTAXの使い勝手の大幅改善、(2)国税・地方税の情報連携の徹底などに取り組んでいるとされているが、納税主体である企業や経済団体などへの働きかけはどの程度行っているのか。また、理解を十分に得られているのか。</p> <p>② また、中小法人につき、2019年度においてe-Tax利用率85%以上という目標についても、達成される見通しがあると理解してよいか。2018年度の電子申請利用率はどの程度であったか。仮に達成された場合に更に高い目標を設定することは検討しているか。</p>
<p>【回答】</p> <p>① 国税庁では、電子申告義務化の対象となる大法人に対して、個別に事務所等を訪問するなどの方法による勧奨等を順次実施しており、すでに電子申告義務化の対象法人の約6割に実施済。</p> <p>また、日本経済団体連合会に対しては、大法人の電子申告義務化に関する法令が措置されて以降、その制度や環境整備策について、これまで3回意見交換等を行っている。</p> <p>このほか、関係府省及び地方税当局をはじめ、税理士会や法人会といった関係民間団体とも連携を図りながら、大法人の電子申告義務化やそれに伴い導入する環境整備策についての周知・広報を行っている。</p> <p>ご指摘の「理解を十分得られているのか」については、電子申告義務化の対象となる大法人に対するアンケートにおいて、「理解できた」と回答している社が約9割となっているところ。</p> <p>国税庁としては、電子申告義務化や環境整備策について義務化対象法人等の理解が十分得られるよう、引き続き、こうした働きかけにしっかりと取り組んでまいりたい。</p> <p>② 国税庁としては、基本計画に記載している「2019年度の中小法人のe-Tax利用率85%以上」という目標の達成は可能であると考えている。いずれにせよ、国税庁としては2019年度の目標達成に向けて、中小企業やその関与税理士等に対して環境整備策を周知するなど、中小法人に対す</p>	

る e-Tax 利用の勧奨を行っていくこととしている。

2018 年度の法人税申告に係る e-Tax の利用率については集計中であるため確たることは申し上げられないが、前年の 80%から増加するのではないかと考えている。

また、現在の目標達成後に更に高い目標を設定することについては、現在の 85%という目標は基本計画策定当時の中小法人の I C T 環境等を勘案して設定したものであることから、今後の利用率の向上や I C T 環境の変化等を的確に踏まえながら検討すべき課題と認識している。いずれにしても、まずは当面の目標達成に向け、全力で取り組んでまいりたい。

重点分野	国税・地方税
省庁名	財務省
論 点	<p data-bbox="368 360 887 398">2. 国税と地方税の情報連携の推進</p> <p data-bbox="368 409 1439 685">④ 国税と地方税の情報連携「開廃業・異動等に係る提出の電子的提出の一元化」(2020年3月)、法人税・地方法人税の「共通入力事務の重複排除」(2020年3月)、「財務諸表の提出の一元化」(2020年4月)については、具体的には、どのような手法をとるのか(e-Tax・eLTAXのどちらに提出・入力をするのか、共通入力事項は、国税・地方税間でどのように関連付けられて入力がワンスオンリー化されるのか等)</p> <p data-bbox="368 696 1439 824">⑤ 経済団体からは、以下のような連携についても推進してほしいとの声がある。こういった声に対しても対応するべく取り組んでいただけると理解してよいか。特段の問題点等あれば御教示ください。</p> <p data-bbox="400 835 1439 963">(1) 連結親法人の所轄税務署への申告のみをもって連結子法人所轄税務署及び関係地方自治体にも情報連携されるよう、ワンスオンリー化。</p> <p data-bbox="400 974 1439 1305">(2) 申告情報の共有に関し、例えば、国税において更正決定等があった場合に、連動して提出すべき自治体への修正申告書について、情報連携により自動的に行えるようにしてほしい。現在、法人税の所得金額等のデータは、既に各国税局と都道府県間で情報共有されていると承知するが、冒頭のようなワンスオンリー化は実現できないのか。情報が足りずに困難であるなら、必要な情報も提供することはできないのか。</p> <p data-bbox="400 1317 1439 1648">(3) 国税に関する各種の提出書類で、重複記載を解消してほしい。例えば、(1) 別表十七(三)(特定外国子会社等に係る課税対象金額又は個別課税対象金額の計算に関する明細書)と別表十七(四)(国外関連者に関する明細書)や、(2) 会社事業概況書と財務諸表につき、重複記載・重複感が指摘されている。指摘の書類を含め、電子申告の義務化を推進するに当たり、少なくとも重複記載・重複感の解消に向け、どのように取り組んでいくのか。</p>
<p data-bbox="177 1659 357 1697">【回 答】</p> <p data-bbox="161 1709 1439 1939">④ 「開廃業・異動等に係る提出の電子的提出の一元化」については、法人の開廃業・異動等に係る届出内容を e-Tax ソフトに入力すれば、国税及び地方税双方の届出書を自動作成し、納税者はそれらを e-Tax に送信すれば、地方税に係る届出書は e-Tax から eLTAX に自動送信する仕組みを 2020 年 3 月に導入する予定である。</p> <p data-bbox="193 1951 1439 2033">「共通入力事務の重複排除」については、法人税申告情報を e-Tax ソフトで入力した場合には、eLTAX における重複情報に係るデータを eLTAX ソ</p>	

フト（PCdesk）にエクスポートする機能を2020年3月に導入する予定である。

「財務諸表の提出の一元化」については、e-Taxにより法人税の申告を行う際に、財務諸表を電子的に提出している場合には、納税者が予めe-Tax上で指定した地方自治体に対して、その提出された財務諸表をe-Taxから送信する仕組みを2020年4月に導入する予定である。

- ⑤（１） ご指摘等を踏まえ、連結親法人がe-Tax等により連結子法人の個別帰属額等の届出書を提出した場合に、連結子法人が当該届出書を提出したものとみなし、連結子法人による提出を不要とする制度が2020年4月から適用される予定である。

また、「財務諸表の提出の一元化」の仕組みの導入に伴い、納税者等が指定した地方自治体に対して、e-Tax等により提出された連結親法人又は連結子法人の個別帰属額等の届出書について、e-Taxから送信する仕組みを検討している。

なお、国税当局としては、地方自治体との情報連携等によるワンスオンリー化を推進しているところ、国税当局から提供する情報をもって地方税に係る申告をどのように簡略化するかについては、地方税制を所管する総務省及び各地方自治体において検討されるものと理解している。

- （２） 法人税の所得金額等のデータは、ご指摘のとおり、既に各国税局と全ての都道府県間で情報共有しているが、市町村間との情報共有については一部にとどまっている。

今後においては、国税庁と総務省又は地方税共同機構において、法人税の所得金額等のデータ連携を行うことについて、検討を進めることとしている。

なお、繰り返しになるが、国税当局としては、地方自治体との情報連携等によるワンスオンリー化を推進しているところ、ご質問のように、国税において更正決定等があった場合に、地方自治体への修正申告が自動的に完了するなど、国税当局から提供する情報をもって地方税に係る申告をどのように簡略化するかについては、地方税制を所管する総務省及び各地方自治体において検討されるものと理解している。

- （３） （１）のご指摘については、別表17(3)及び別表17(4)がe-Taxで提

出される場合に重複記載が解消されるような機能等の構築が可能かについて、費用対効果を踏まえつつ、検討してまいりたい。

また、(2)については、財務諸表が e-Tax で提出される場合には、重複箇所について入力不要とする機能等の構築について、検討してまいりたい。

重点分野	国税・地方税
省庁名	財務省
論 点	<p>4. e-Tax の使い勝手の向上</p> <p>⑨ 個人が電子申請を行おうとするときには、(1)マイナンバーカード及び ICカードリーダーライターを用意したうえで e-Tax のサイトに接続する必要があるほか、(2)e-Tax 利用者識別番号及びパスワード、(3)公的個人認証サービスを利用するためのパスワードが必要であったが、平成 31 年 1 月からは、e-Tax の ID・パスワードは不要になったという理解でよいか。一方で、引き続き公的個人認証のパスワードは必要なのか。認証レベルについては、しかるべき行政機関と相談の上で決定しているのか。</p> <p>⑩ 個人による電子申請の本人確認の手段として、マイナンバーカードを利用せずに ID・パスワード方式での利用が可能となったが、マイナンバーカード方式と ID・パスワード方式は、現状で概ねどの程度の比率になっているか。</p> <p>⑪ 事業者による電子申請の本人確認の手段として、法人認証基盤 (ID・パスワード方式) の利用は検討しているか。</p> <p>⑫ 昨年の審議 (平成 29 年 9 月 21 日) の御説明では、e-Tax のメッセージボックスについては、納税者本人のマイナンバーカード等による認証を必要とするとのことであるが、新たに導入された「厳格な本人確認に基づき税務署長が通知した ID・パスワード」によるログインを行う者は、マイナンバーカードがなくともメッセージボックスを閲覧できるという理解でよいか。仮に ID・パスワードのみではメッセージボックスが利用できず、マイナンバーカードでの公的個人認証が必要ということであれば、この認証レベルについては、しかるべき行政機関と相談の上で決定しているのか。</p> <p>⑬ e-Tax の受付時間の拡大については、昨年の審議 (平成 29 年 9 月 21 日) でも「検討を進めてまいりたい」との回答であったが、拡大へ向け、検討はされているのか。電子申請の義務化などの環境変化を考えれば、通年 24 時間化へ向けて具体的に検討すべきではないか。</p>
【回 答】	<p>⑨ 個人納税者が e-Tax により所得税申告を行う場合には、平成 30 年 12 月まではご指摘のとおり、原則として、e-Tax の利用者識別番号とパスワードの入力、及び電子署名を付与するためにマイナンバーカード及び ICカードリーダーライターの用意が必要であった。</p> <p>平成 31 年 1 月からは、個人納税者の認証手続を見直し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカードを利用して e-Tax により所得税申告を行う場合 (マイナンバーカード方式) には、e-Tax の利用者識別番号とパスワードの入力を不要

- ・ 税務署で本人確認して通知された利用者識別番号とパスワードを利用して e-Tax により所得税申告を行う場合（ID・パスワード方式）には、マイナンバーカード及び IC カードリーダーライタの用意を不要としている。

（参考）個人納税者の認証手続見直しのイメージ

	平成 30 年 12 月まで	平成 31 年 1 月以後
・ マイナンバーカード ・ IC カードリーダーライタ	必要	ID・パスワード方式については不要
利用者識別番号とパスワードの入力	必要	マイナンバーカード方式については不要

この場合、マイナンバーカードを利用して e-Tax により所得税申告を行う場合には、電子署名を付与するなどの際に、引き続き公的個人認証のパスワードを必要としている。

また、電子申告を行う際の認証レベルについては、内閣官房 IT 総合戦略室や内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）などと協議の上、決定している。その結果、ID・パスワード方式については、マイナンバーカード及び IC カードリーダーライタが普及するまでの暫定的な対応としている。現在、内閣官房が中心となって、マイナンバーカードの普及及びマイナンバーの利活用に向けた検討を進めており、国税庁としても、この政府方針に従って所要の対応を行っていくこととしている。

- ⑩ お尋ねの計数を含めて、確定申告に関する計数については、例年 5 月末に公表しており、現在、公表に向けて集計中であることから、計数のとりまとめが終わったところで御回答したい。
- ⑪ 経済産業省が事業者による電子申請の本人確認の手段として、法人共通認証基盤（ID・パスワード方式）を 2019 年度から一部運用開始することは承知している。
国税庁としては、e-Tax における本人確認の手段として、法人共通認証基盤の利用の可能性について、経済産業省と協議を始めているところ。
- ⑫ e-Tax のメッセージボックスには、納税者の申告情報など機微な個人情報格納されており、平成 28 年 5 月の「世界最先端 IT 国家創造宣言」（閣議決定）の「工程表」において、「個人情報を含む重要情報の適正な管理のためのセキュリティ対策」として「二経路又は二要素」による認証が求められたことから、平成 31 年 1 月から、e-Tax のメッセージボックスの閲覧にはマイナンバーカード等を必要とすることとしているところ。
したがって、ID・パスワード方式を利用した個人納税者で、マイナンバ

ーカード等を保有していない場合には、e-Tax のメッセージボックスに格納された情報のうち、個人情報等が含まれているものは閲覧できない。

また、この認証レベルについては、内閣官房 IT 総合戦略室や内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）などと協議の上、決定しているもの。

- ⑬ e-Tax の受付時間については、平成 16 年の導入以降、順次拡大してきているところであり、昨年の審議（平成 29 年 9 月 21 日）を踏まえ、以下の表のとおり、e-Tax 受付時間を拡大している。

なお、ご指摘の通年 24 時間化については、利用対象としていない期間に係る利用者ニーズのほか、機器メンテナンスの方法や運用監視等に要する人件費など、費用対効果を踏まえつつ、引き続き、利用者利便性向上策の一つとして検討を進めてまいりたい。

昨年の審議時点 （平成 30 年 12 月以前）	現在 （平成 31 年 1 月以降）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 確定申告期間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全日（土曜日、日曜日及び祝日を含む。） 24 時間 ○ 通常期（確定申告期間以外） <ul style="list-style-type: none"> ・ 月曜日～金曜日（休祝日を除く。） <u>8：30～24：00</u> ・ <u>5 月、8 月、11 月の最終土曜日及び翌日の日曜日</u> 8：30～24：00 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 確定申告期間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全日（土曜日、日曜日及び祝日を含む。） 24 時間 ○ 通常期（確定申告期間以外） <ul style="list-style-type: none"> ・ 月曜日～金曜日（休祝日を除く。） <u>24 時間</u> ・ <u>毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日</u> 8：30～24：00

（注） 下線部が拡大した部分を示す。